（課税証明書等により所得確認を行っている方）

令和７年(2025年)７月11日

高等学校等就学支援金を

受給している生徒とその保護者の方へ

北海道遠別農業高等学校長　武田　幹弘

高等学校等就学支援金受給に係る収入状況届出書等の提出のお知らせ

このことについて、高等学校就学支援金（以下、「就学支援金」という。）の受給資格の認定を受けている方は、毎年、住民税が確定する６月以降に、保護者等の収入に関する届出が必要です。

つきましては、高等学校等就学支援金収入状況届出書（様式第１号）及び保護者等の所得に関する書類（課税証明書など）を、期日までに本校に提出願います。

また、就学支援金の継続受給を希望しない方は、高等学校等就学支援金に係る申出書（別記第１号様式（２））を提出してください。

記

１　提出期日

令和７年(2025年) ７月25日（金）

２　提出先

遠別農業高等学校（事務室）

３　提出書類

※　提出の際、封筒に生徒の学年、氏名を記入願います。

(1) 継続受給を希望する場合

・高等学校等就学支援金収入状況届出書（様式第１号（その２））

・保護者等の収入に関する書類（別紙「高等学校等就学支援金について」の

【２．保護者等の収入の状況について】を参照のこと）

・**高校生等臨時支援金申請意向及び同意について（様式１）**

(2) 継続受給を希望しない場合

・高等学校等就学支援金に係る申出書（別記第１号様式（２））

４　留意事項

(1) 期日までに高等学校等就学支援金収入状況届出書等の提出してください。

(2) 確認の結果、次の計算式による算出額が30万4,200円以上となった場合は、高校生等臨時支援金の対象となります。

【計算式】市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除の額

※　政令指定都市の場合「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※　支給対象となる生徒等本人が平成21年１月２日から平成21年４月１日生まれの場合、「市町村民税の課税標準額」から33万円を控除して計算する。

(3) 受給権を放棄した場合は、受給資格は消滅し、７月分から授業料を納付していただきます。

(4) 確認の結果については、後日頃文書でお知らせする予定です。

(5) 個人番号を利用する場合は、関係書類を配付しますので、事務担当者藤本（TEL01632-7-2376）までご連絡ください。

(6) そのほか、期日までに提出ができない場合やその他不明な点がある場合は、事務担当者までご連絡ください。